

申告書は正しくお早めに！

市

・県民税および所得税確定申告の相談所を、事前指導を含め2月7日（木）から3月15日（金）まで開設します。平成24年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

＊お願い＊

申告は自分で正しく計算して申告する「自書申告」となっています。農業の収支内訳書や医療費控除に関する領収書などは、必ず事前に計算のうえ、控除に必要な証明書・印鑑を忘れずにお越しください。

税の申告時期です

（国税務課（氷上庁舎内） ☎ 82・2070

期限内に必ず申告を！

提

出された申告書は、所得証明、年金、福祉医療、保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料となります。申告がないとこれらに関する諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

＊住宅借入金特別控除＊

住宅借入金特別控除をはじめ受けられる方については、確定申告が必要です。詳しくは、柏原税務署 ☎ 72・1130 までお問い合わせください。

■申告相談の日程

会 場	日 程	受付時間
柏 原 住 民 セ ン タ ー （センター会場）	2月18日（月）～3月15日（金）	午前9時～午後5時
氷 上 住 民 セ ン タ ー	2月 7日（木）～14日（木）	午前9時～午後4時
山 南 住 民 セ ン タ ー	2月18日（月）～21日（木）	
ライフピアいちじま	2月25日（月）～28日（木）	
春日住民センター	3月 4日（月）～ 7日（木）	
青垣住民センター別館	3月11日（月）～14日（木）	

※所得税確定申告事前指導は、2月6日～2月15日（午前9時～午後4時）まで篠山市民センターで行っています（土・日・祝を除く）。※センター会場は、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。氷上・山南・市島・春日・青垣の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。※2月15日（金）は、いずれの会場でも申告相談は開設されません。また、2月22日、3月1日、8日、15日の各金曜日は、センター会場でのみ相談業務を行っています。

市・県民税の申告

申告が必要な方

昨年、市・県民税申告書を提出された方には、1月下旬に申告用紙を送付します。同封の『平成25年度市・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、

3月15日（金）までに

市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。申告書が郵送されなかった方で、申告が必要な方は、上記の提出先でお渡しします。

①平成25年1月1日現在、丹波市に住所があり、平成24年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金等を含む）など所得のあった方。※農業所得等、事業所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してください。※確定申告が必要な方は、市県民税の申告ではなく、必ず確定申告をしてください。

②国民健康保険加入世帯の方および後期高齢者医療保険加入世帯の方。※所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください（提出のない場合は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の判定ができません）。

③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な方。

申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方。
②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方。
③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除等を受ける必要のない方。

e - Tax（電子申告）を利用すると自宅から申告ができます。※電子証明書発行の手続きは、市役所市民課、春日支所で行っています。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp



確定申告

申告が必要な方

〔給与所得者〕

①給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。

②給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方。

③平成24年中の給与収入金額が2千万円を超える方。

④年末調整での配偶者控除、扶養控除などに誤りのある方。

〔給与所得者以外〕

平成24年中の各所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除やその他の所得控除の合計額より多い方。

確定申告をすると 所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとされる方。

②所得が公的年金のみの方で、源泉徴収された所得税が納めすぎになっている方。

③平成24年の途中で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方。

④その他予定納税額や源泉徴収税額が過納となっている方。

その他ご注意

①社会保険料は年金・給与から天引きされている分を除き、自動的には所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、必ず申告してください。なお、配偶者控除や障害者控除、寡婦控除なども同様ですのでご注意ください。

②確定申告が必要な方は、市・県民税の申告で済まらず、必ず確定申告をしてください。

③年金所得者の方で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の確定申告は不要です（上記の要件に該当する場合でも、住民税の申告が必要な場合があります）。

ここが変わりました！

生命保険料控除が改正されます

現行の生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に分けられています。それぞれ適用限度額が35,000円ずつ（合計適用限度額は70,000円）となっていますが、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等については、新たに「介護医療保険料控除」（介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）が別枠で設けられ、3種類に分けられます。適用限度額はそれぞれ28,000円、合計適用限度額は70,000円になります。

税務署では決算・確定申告 記帳説明会を行います

「消費税の概要、青色申告、所得税決算、確定申告などの説明」

■と き 1月24日（木）午後1時30分～4時

■ところ 氷上住民センター 大会議室